

高岡市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡市住宅用太陽光発電システム設置補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、高岡市補助金等交付規則(平成17年高岡市規則第32号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金)

第2条 市長は、一般社団法人太陽光発電協会(以下「協会」という。)が定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程(以下「協会規程」という。)に基づき、協会から補助を受けて本市内の住宅に住宅用太陽光発電システム(以下「システム」という。)を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の対象となる経費は、協会規程第4条に定める要件を満たすシステムで2kW以上のものの設置に要する経費とし、補助金の額は、1件当たり5万円とする。

2 補助金の交付は、同一住宅に対し1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、協会からの補助金交付決定通知書を受領した後、高岡市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 協会へ提出した補助金申込書及び添付書類の写し
- (2) 協会の補助金申込受理決定通知書の写し
- (3) 協会へ提出した補助金交付申請書(兼完了報告書)及び添付書類の写し
- (4) 協会の補助金交付決定通知書の写し
- (5) 計画変更があった場合は、協会へ提出した計画変更承認申請書及び計画変更承認通知書の写し
- (6) 申請者が補助金の交付決定のために税務情報を利用することに同意しない場合にあつては、当該申請者の納税証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付条件)

第5条 補助金の交付決定に当たり、市長が付する条件は次のとおりとする。

- (1) 申請者は、市長が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、これに応ずること。
- (2) 申請者は、市長が第8条の規定による補助金の交付決定を取り消したときは、これに従うこと。
- (3) 申請者は、市長が第9条の規定による補助金の返還を請求したときは、これに従うこと。

(4) 申請者は、システムを善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図ること。

(5) 申請者は、市長が太陽光発電量等に関する情報の提供を求めたときは、協力すること。

(6) 申請者は、市税の滞納をしていないこと。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、高岡市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、提出する高岡市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書(様式第3号)により、当該交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付は、金融機関口座への振込みの方法により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金をシステムの設置以外の用途に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、平成21年4月1日以降に協会に補助金の申請をした者に対し、適用する。

(失効)

3 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。